

学校と警察の相互連携に係る情報提供ガイドライン

愛知県警察本部と名古屋市教育委員会との協定に基づく情報の提供及び協力については、必要に応じて行うものとし、次のとおりガイドラインを定める。

1 協定の目的

この協定は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関して、緊密な連携を一層深め、相互に必要と認める情報の提供及び協力を行うことにより、いじめ等問題行動の早期解決を始め、社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する児童生徒の育成につなげることを目的とする。

2 連携機関

- (1) 愛知県警察本部
- (2) 名古屋市教育委員会
- (3) 愛知県内に所在するすべての警察署
- (4) 名古屋市教育委員会が所管するすべての学校

3 情報提供する事案

(1) 警察署から学校に情報提供する事案

- ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された原則すべての事案
- イ 児童生徒の非行等が、共犯で行われた場合又は関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
- ウ 児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及びいじめ防止等健全育成のため、警察署長が学校との連携を必要と認める事案

(2) 学校から警察署に情報提供する事案

- ア 犯罪行為として取り扱われるべきいじめその他犯罪があると思料される事案
- イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められる事案
- ウ 児童生徒の非行防止、犯罪被害の防止及びいじめ防止等健全育成のため、学校長が警察署との連携を必要と認める事案

4 情報提供の範囲等

- (1) 対象事案にかかる児童生徒の氏名等
- (2) 対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するための必要な情報

5 情報提供の方法

- (1) 愛知県警察においては、本部長若しくは本部長が指定する者又は警察署長若しくは警察署長が指定する者が、面接又は電話により行うものとする。
- (2) 名古屋市教育委員会においては、教育長若しくは教育長が指定する者又は学校長若しくは学校長が指定する者が、面接又は電話により行うものとする。

6 秘密の保持

収集した情報について、秘密保持を徹底するとともに、この協定の目的以外の目的に当該情報を利用してはならない。

7 相互連携に関する配慮事項

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。

8 運用

このガイドラインは、平成25年8月9日から運用を開始する。